

令和2年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

令和2年5月7日（木曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和2年5月7日（木）午後1時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第41号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）  
（報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第41号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員    | 2 番 内 山 將 文 議員  |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員    | 4 番 楠 裕 次 議員    |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員    | 6 番 三 鬼 和 昭 議員  |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員    | 8 番 仲 明 議員      |
| 9 番 小 川 公 明 議員    | 10 番 南 靖 久 議員   |
| 11 番 高 村 泰 徳 議員   | 12 番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |                 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長 加 藤 千 速 君

副市長	下村新吾君
政策調整課長	三鬼望君
総務課長	竹平專作君
財政課長	岩本功君
税務課長	仲浩紀君
市民サービス課長	宇利崇君
福祉保健課長	内山洋輔君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝豊
事務局次長兼議事・調査係長	北村英之
議事・調査係書記	相賀智恵

〔開会 午後 1時00分〕

議長（濱中佳芳子議員） あらかじめ御通知申し上げましたように、これより、令和2年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 本日は大変お忙しい中、令和2年第3回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」と、報告第1号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を提出させていただきます。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、村田幸隆議員、8番、仲明議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきまして、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、本臨時会に提案しております議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」説明いたします。

お手元に配付の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億8,561万9,000円を追加し、これにより予算総額を116億4,426万2,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金17億6,685万3,000円の増額は、新型コロナウイルス緊急経済対策として国民1人につき10万円を給付するための特別定額給付金給付事業費補助金17億5,000万円、特別定額給付金給付事務費補助金1,685万3,000円の追加であります。

2目民生費国庫補助金1,876万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた児童手当受給世帯を支援することを目的とした子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,545万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金331万6,000円の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費17億6,685万3,000円の増額は、1万7,500人分の特別定額給付金17億5,000万円、会計年度職員等 person 費特別定額給付金システム導入委託料ほか事務費として1,685万3,000円の追加であります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費1,876万6,000円の増額

は、子育て世帯への臨時特別給付金1,545万円、子ども・子育て支援システム改修業務委託料ほか事務費として331万6,000円の追加であります。

以上をもちまして、議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第4、報告第1号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件1件について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

報告第1号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月1日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上、報告案件1件の説明とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今回の市税条例の変更、改正ということですがけれども、具体的にちょっと教えてもらえませんか、内容を。

議長（濱中佳芳子議員） 税務課長。

税務課長（仲浩紀君） 今回の市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして新たに追加された法の附則第59条第3項の規定を準用して、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の部分につきまして、徴収猶予の申請、訂正などの期間が本市からの通知後20日とすること、そして、徴収猶予の延長の不許可や許可後の取消し、そういったことが行えるように本市の市税条例の附則部分に新たに条文を加えるものであります。

議長（濱中佳芳子議員） よろしいですか。

3番、奥田委員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっと分かりにくかったんですけど、具体的にどういうふうな内容なんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 税務課長。

税務課長（仲浩紀君） 地方税法の改正によって、これまで地方税の徴収猶予の規定というのが既にあったわけなんですけど、それに対して特例が設けられるということになりまして、主なものとしたしましては、令和2年2月以降の収入に対して相当な減少があった方に対して無担保かつ延滞金なしと、期間としましては1年間徴収を猶予できる特例が設けられるということで、これは地方税法のほうで定められるものでして、今回の条例の改定はそれに伴う手続上の部分に絞って専決処分をさせていただきました。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田委員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、これはあれですか、地方税法の改正ということは、住民税だけですか。それともほかにもいろいろ、国保もあるのか。どういうふうになるの、具体的に。

議長（濱中佳芳子議員） 税務課長。

税務課長（仲浩紀君） 今回、いわゆる地方税全般が対象ということで、国保税もその対象となります。

議長（濱中佳芳子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、報告第1号「専決処分事項の承認について(尾鷲市市税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第1号は承認されました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午後 1時12分]

[再開 午後 1時54分]

議長(濱中佳芳子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審議願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

[1番(三鬼孝之議員)登壇]

1番(三鬼孝之議員) 私ども行政常任委員会へ付託されました議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」、以上1議案につきまして、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午後1時18分より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました1議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

なお、常任委員会として新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別給付につきましては、感染拡大防止に留意しつつ職員体制を整え、可能な限り迅速な給付に努めるよう執行部に要望しておきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第5、議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第41号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予

算（第2号）の議決について」につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中において頂きました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 本日1日御苦労さまでございました。

これをもって、令和2年第3回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時58分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 村 田 幸 隆

署 名 議 員 仲 明